

調査計画全文

1 調査の名称

模倣被害実態調査

2 調査の目的

経済のグローバル化や産業の発展に伴い、我が国法人が直面する模倣被害の実態を把握・分析し、模倣被害の動向、具体的な課題の抽出、支援策のあり方等の検討に資することを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲：全国

(2) 属性的範囲：特許庁に産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権及び商標権）を登録している法人

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 数：約4,700法人（母集団数：約16万6千法人）

(2) 選定の方法（☒全数 ☒無作為抽出 ☐有意抽出）

①報告者の選定に使用した母集団名簿は、特許庁が保有する行政記録情報である特許登録原簿における特許権者、実用新案登録原簿における実用新案権者、意匠登録原簿における意匠権者及び商標登録原簿における商標権者の登録情報を利用。

②標本設計については、各法人が特許庁に産業財産権を登録している件数を『10件未満』、『10件以上100件未満』、『100件以上』の3つに区分し、登録件数が100件以上の層については全数調査とする。また、登録件数が10件未満、10件以上100件未満の法人については、無作為抽出とする。（詳細は別添1を参照）

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項（詳細は調査票を参照）

当該法人の概要

模倣被害の状況について

模倣被害への対策状況について

(2) 基準となる期日又は期間

調査実施の前年度（4月1日～翌年3月31日）

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織 経済産業省－民間事業者－報告者

(2) 調査方法 (□調査員調査 ■郵送調査 ■オンライン調査 □その他 ())

民間事業者において調査票等の印刷、配布、回収、報告者からの質問対応、調査票のデータ入力、集計及び報告書作成を行う。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期：1年

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限：毎年9月～10月

8 集計事項

別添2のとおり

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法：インターネット（経済産業省特許庁ホームページ及びe-stat）及び印刷物（国立国会図書館での閲覧等）による公表

(2) 公表の期日：インターネットによる公表は、調査実施翌年の3月
印刷物による公表は、調査実施翌年の6月

10 使用する統計基準

調査対象者の画定に当たっては、日本標準産業分類を使用するとともに、集計結果の表章についても同分類を使用する。ただし、一部の業種の表章においては、分類の統合を行う。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

(1) 調査票情報の保存期間

ア) 記入済み調査票：1年

イ) 調査票の内容を記録した電磁的記録媒体：常用

(2) 保存責任者：経済産業省 特許庁 総務部 国際協力課長

模倣被害実態調査の標本設計について

1. 母集団名簿の設定

別添3のとおり。

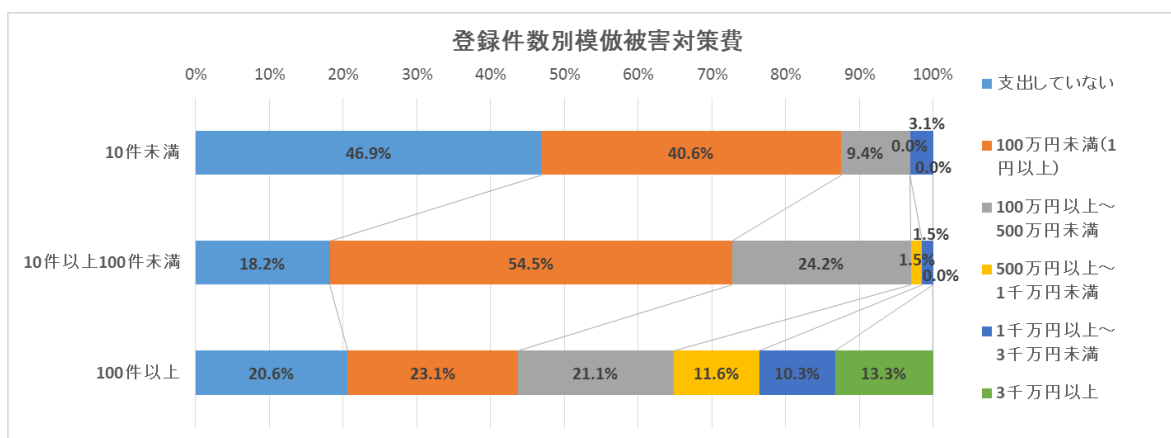
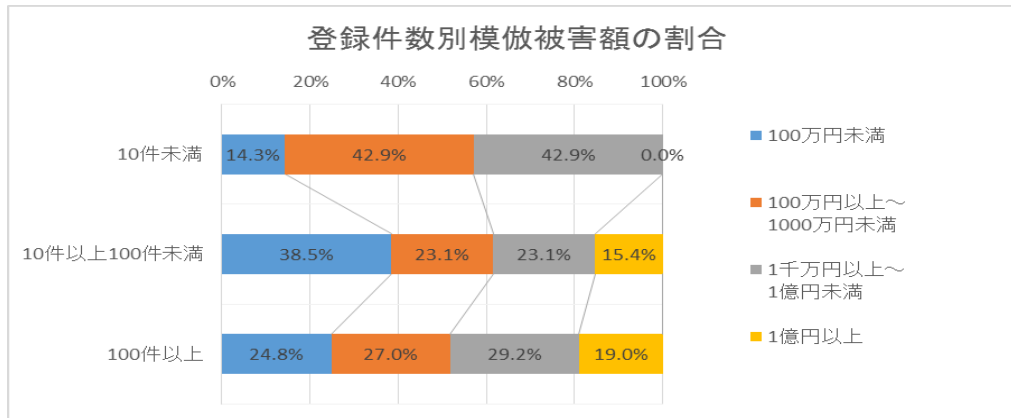
2. 抽出方法、標本数

(1) 抽出方法

目的を踏まえれば全数調査が望ましいが、実際には調査資源の制約、調査対象の負担を考慮し、登録件数別の3層（10件未満、10件以上100件未満、100件以上）に分け、抽出調査を行うこととする。

なお、下記参考のとおり、登録件数が100件以上の法人は、推定したい被害額等の規模が大きいことが予想されるため、より精度の高い標本調査とするために、この層については全数調査とする。また、登録件数が10件未満、10件以上100件未満の場合については、それぞれの層について、信頼水準95%、目標精度5%として無作為抽出とする。

<参考 2016年度模倣被害実態調査>



(2) 標本数

登録件数が100件以上の層については全数調査とする。また、登録件数が10件未満、10件以上100件未満の法人については、回答比率を50%、信頼水準を95%、誤差率を5%、回収率を50%と設定し、無作為抽出とする。

各層及び全体の標本数は以下の表のとおりである。

表 標本数一覧

	権利者数	標本数
10 件未満	141, 595	768
10 件以上 100 件未満	20, 905	768
100 件以上	3, 127	3, 127
	165, 627	4, 668

n : 標本数、p : 回答比率、λ : 信頼水準（95%の場合は1.96）、d : 誤差率

$$n = \lambda^2 \times p(1-p) / d^2$$

3. 具体的な集計事項

具体的な集計事項は別添2のとおり。

4. 全体推計

本調査では、標本から日本全体の模倣被害を推計するために、登録件数別に全体推計を行う。全体推計にあたっては、母集団を登録件数別の層に分けた後、各層の推計元標本についての集計結果を標本数で除し、母集団数を乗じることによって算出する（平均値による拡大）。

集計事項

【業種別・登録件数別】

Ⅰ．概要

業種別・登録件数別	資本金階級別法人数（Ⅰ－４）
業種別・登録件数別	従業者数規模別法人数（Ⅰ－５）
業種別・登録件数別	商品特性別法人数（Ⅰ－７）
業種別・登録件数別	売上高規模別法人数（Ⅰ－８）
業種別・登録件数別	海外事業拠点別法人数（Ⅰ－９）
業種別・登録件数別	商品分野別法人数（Ⅰ－１０）

Ⅱ．模倣被害の状況

業種別・登録件数別	模倣被害の把握の有無別法人数（Ⅱ－１）
業種別・登録件数別	模倣被害内容の権利種類別法人数（Ⅱ－２）
業種別・登録件数別	模倣被害額の把握の有無別法人数（Ⅱ－３）
業種別・登録件数別	模倣被害の総額（Ⅱ－３）
業種別・登録件数別	模倣被害額以外の影響別法人数（Ⅱ－４）
業種別・登録件数別	模倣品・模倣行為の質別法人数（Ⅱ－５）
業種別・登録件数別	模倣品・模倣行為の価格別法人数（Ⅱ－６）
業種別・登録件数別	模倣被害の発見契機の把握の有無別法人数（Ⅱ－７）
業種別・登録件数別	模倣被害の発見契機の種類別法人数（Ⅱ－８）
業種別・登録件数別	模倣被害の模倣手口の把握の有無別法人数（Ⅱ－９）
業種別・登録件数別	模倣被害の模倣手口の種類別法人数（Ⅱ－１０）
業種別・登録件数別	模倣被害の被害事例の製造国・地域別にかかる把握の有無別法人数（Ⅱ－１１）
業種別・登録件数別	模倣被害の被害事例の権利別・製造地域別法人数（Ⅱ－１２）
業種別・登録件数別	模倣被害の被害事例の特定地域における製造国・地域別法人数（Ⅱ－１３）
業種別・登録件数別	模倣被害の被害事例の経由国・地域別にかかる把握の有無別法人数（Ⅱ－１４）
業種別・登録件数別	模倣被害の被害事例の権利別・経由地域別法人数（Ⅱ－１５）
業種別・登録件数別	模倣被害の被害事例の特定地域における経由国・地域別法人数（Ⅱ－１６）
業種別・登録件数別	模倣被害の被害事例の販売国・地域別にかかる把握の有無別法人数（Ⅱ－１７）

業種別・登録件数別	模倣被害の被害事例の権利別・販売地域別法人数（Ⅱ－１８）
業種別・登録件数別	模倣被害の被害事例の特定地域における販売国・地域別法人数（Ⅱ－１９）
業種別・登録件数別	アジアにおいて製造された模倣品又はサービスの模倣行為の販売・提供先の把握の有無別法人数（Ⅱ－２０）
業種別・登録件数別	アジアにおいて製造された模倣品又はサービスの模倣行為の販売・提供先の地域別法人数（Ⅱ－２１）
業種別・登録件数別	アジアにおいて製造された模倣品又はサービスの模倣行為の販売・提供先の国・地域別法人数（Ⅱ－２２）
業種別・登録件数別	冒認出願がされた国・地域の把握の有無別法人数（Ⅱ－２３）
業種別・登録件数別	冒認出願がされた権利別・地域別法人数（Ⅱ－２４）
業種別・登録件数別	特定地域における冒認出願された国・地域別法人数（Ⅱ－２５）

Ⅲ．模倣被害への対策状況について

業種別・登録件数別	模倣被害対策の実施の有無別法人数（Ⅲ－１）
業種別・登録件数別	模倣被害対策を実施していない場合の理由別法人数（Ⅲ－１）
業種別・登録件数別	模倣被害対策の効果の有無別・実施内容別法人数（Ⅲ－２）
業種別・登録件数別	インターネット上の模倣被害対策の実施の有無別法人数（Ⅲ－３）
業種別・登録件数別	インターネット上の模倣被害対策の効果の有無別・実施内容別法人数（Ⅲ－４）
業種別・登録件数別	模倣被害対策における法人間連携実施の有無別法人数（Ⅲ－５）
業種別・登録件数別	模倣被害対策における法人間連携対策の効果の有無別・内容別法人数（Ⅲ－６）
業種別・登録件数別	模倣被害対策費の規模別法人数（Ⅲ－７）

【登録件数別】

Ⅰ．概要

登録件数別	資本金階級別法人数（Ⅰ－４）
登録件数別	従業者数規模別法人数（Ⅰ－５）
登録件数別	商品特性別法人数（Ⅰ－７）
登録件数別	売上高規模別法人数（Ⅰ－８）
登録件数別	海外事業拠点別法人数（Ⅰ－９）
登録件数別	商品分野別法人数（Ⅰ－１０）

Ⅱ．模倣被害の状況

登録件数別	模倣被害の把握の有無別法人数（Ⅱ－１）
登録件数別	模倣被害内容の権利種類別法人数（Ⅱ－２）
登録件数別	模倣被害額の把握の有無別法人数（Ⅱ－３）
登録件数別	模倣被害の総額（Ⅱ－３）
登録件数別	模倣被害額以外の影響別法人数（Ⅱ－４）
登録件数別	模倣品・模倣行為の質別法人数（Ⅱ－５）
登録件数別	模倣品・模倣行為の価格別法人数（Ⅱ－６）
登録件数別	模倣被害の発見契機の把握の有無別法人数（Ⅱ－７）
登録件数別	模倣被害の発見契機の種類別法人数（Ⅱ－８）
登録件数別	模倣被害の模倣手口の把握の有無別法人数（Ⅱ－９）
登録件数別	模倣被害の模倣手口の種類別法人数（Ⅱ－１０）
登録件数別	模倣被害の被害事例の製造国・地域別にかかる把握の有無別法人数（Ⅱ－１１）
登録件数別	模倣被害の被害事例の権利別・製造地域別法人数（Ⅱ－１２）
登録件数別	模倣被害の被害事例の特定地域における製造国・地域別法人数（Ⅱ－１３）
登録件数別	模倣被害の被害事例の経由国・地域別にかかる把握の有無別法人数（Ⅱ－１４）
登録件数別	模倣被害の被害事例の権利別・経由地域別法人数（Ⅱ－１５）
登録件数別	模倣被害の被害事例の特定地域における経由国・地域別法人数（Ⅱ－１６）
登録件数別	模倣被害の被害事例の販売国・地域別にかかる把握の有無別法人数（Ⅱ－１７）
登録件数別	模倣被害の被害事例の権利別・販売地域別法人数（Ⅱ－１８）
登録件数別	模倣被害の被害事例の特定地域における販売国・地域別法人数（Ⅱ－１９）
登録件数別	アジアにおいて製造された模倣品又はサービスの模倣行為の販売・提供先の把握の有無別法人数（Ⅱ－２０）
登録件数別	アジアにおいて製造された模倣品又はサービスの模倣行為の販売・提供先の地域別法人数（Ⅱ－２１）
登録件数別	アジアにおいて製造された模倣品又はサービスの模倣行為の販売・提供先の国・地域別法人数（Ⅱ－２２）
登録件数別	冒認出願がされた国・地域の把握の有無別法人数（Ⅱ－２３）
登録件数別	冒認出願がされた権利別・地域別法人数（Ⅱ－２４）
登録件数別	特定地域における冒認出願された国・地域別法人数（Ⅱ－２５）

Ⅲ. 模倣被害への対策状況について

登録件数別 模倣被害対策の実施の有無別法人数（Ⅲ－１）

登録件数別 模倣被害対策を実施していない場合の理由別法人数（Ⅲ－１）

登録件数別 模倣被害対策の効果の有無別・実施内容別法人数（Ⅲ－２）

登録件数別 インターネット上の模倣被害対策の実施の有無別法人数（Ⅲ－３）

登録件数別 インターネット上の模倣被害対策の効果の有無別・実施内容別法人数（Ⅲ－４）

登録件数別 模倣被害対策における法人間連携実施の有無別法人数（Ⅲ－５）

登録件数別 模倣被害対策における法人間連携対策の効果の有無別・内容別法人数（Ⅲ－６）

登録件数別 模倣被害対策費の規模別法人数（Ⅲ－７）

【母集団名簿の設定について】**1. 母集団の考え方**

本調査の目的は、経済のグローバル化や産業の発展に伴い、我が国法人が直面する模倣被害の実態を把握・分析し、模倣被害の動向、具体的な課題の抽出、支援策のあり方等の検討に資することです。特に、産業財産権を所管する特許庁が行う調査であるため、把握すべき最も重要な事項は、特許庁行政施策の観点から『日本国特許庁に産業財産権を登録している法人（特許庁が権利を付与した法人）（全業種）が、どれだけ模倣被害を受けているか』であると考えていることから、どの情報を母集団名簿とし、調査を行うべきか下記のとおり検討をいたしました。

a)特許庁が保有する行政記録情報**【基本情報】**

・当該情報は、出願人の出願情報や権利者の登録情報を特許庁のデータベースに蓄積しているものです。行政記録として保有している情報は、たとえば、権利種別（特許・実用新案・意匠・商標）、権利者の名称・郵便番号・住所・電話番号・国籍、個人・法人・官公庁の識別、登録権数、登録番号、登録日等の情報です。

【メリット】

・産業財産権を権利化するには、必ず特許庁へ出願し登録する必要があります。また、権利の移転（譲渡等）があればその登録も特許庁に対して行う必要があります。そのため、日本における登録権利情報は特許庁が保有する行政記録情報が最も正確かつ網羅的なデータです。

【デメリット】

・行政記録情報が有している法人の資本金・従業者数等の属性情報が、企業活動実態調査や中小企業実態調査に比して少ない。

b)企業活動基本調査・中小企業実態基本調査**【基本情報】**

・企業活動基本調査で得られる情報は、企業の名称、所在地、資本金、従業員数、親会社、子会社・関連会社の状況、売上高、仕入高、資産・負債額、研究開発費、特許・実用新案・意匠権の所有件数等です。

・中小企業実態基本調査で得られる情報は、企業の名称、所在地、資本金、従業員数、売上高、資産・負債額、設備投資額、研究開発費、特許・実用新案・意匠権・商標権の所有件数、仕入先・販売先、工事の受注数等です。

【メリット】

- ・特許庁が有する行政記録情報に比べて企業の資本金・従業員数等の属性情報が多い。

【デメリット】

本調査の目的に鑑みれば、下記①、②、③が考えられます。

①調査項目で、「権利の所有数」を法人に確認しているが、その権利がどの国で登録されている権利なのか（日本で登録された権利なのか、海外で登録された権利なのか）峻別できず、特許庁が調査したい内容（日本で産業財産権を保有している法人（全業種）が、どれだけ模倣被害を受けているか）を把握するための母集団とすることは困難。例えば、海外でのみ取得した権利や、海外企業から購入した権利も含まれる可能性があり、そういった行動を取った法人が母集団に含まれ得る。

②2調査とも全ての業種を網羅していない（別添4 参照）

③企業活動基本調査では、「商標権」に関して所有の有無の確認を行っていない。

c)母集団名簿設定について

本調査の目的は、前述したとおり、『日本国特許庁に産業財産権を登録している法人（特許庁が権利を付与した法人）（全業種）が、どれだけ模倣被害を受けているか』であることから、母集団名簿に求める情報は、①産業財産権を保有している法人の情報が最も重要であり、②一部の業種ではなく、全ての業種を網羅したいこと、③法人の規模にかかわらず対象を選定したいこと、から特許庁が保有する行政記録情報を母集団名簿として設定いたします。

なお、権利保有者は毎年変動するため、母集団名簿も毎年更新いたします。

1. 企業活動基本実態調査において調査していない分類

- 農業・林業
- 漁業
- 建設業
- 熱供給・水道業
- 運輸・郵便業
- 通信・放送業
- 金融・保険業
- 不動産業
- 宿泊業
- 教育・学習支援業
- 専門サービス業（法律事務所、獣医業等）
- その他（病院、歯科診療所、郵便局等）

2. 中小企業実態基本調査において調査していない分類

- 農業・林業
- 漁業
- 鉱業、採石業、砂利採取業
- 電気・ガス・熱供給・水道業
- 金融・保険業



秘模倣被害実態調査票

調査実施日：○月○日 提出期限：○月○日 経済産業省特許庁

☆本調査は、統計法(平成19年法律第53号)に基づく一般統計調査です。
 ☆本調査により報告された記入内容は、統計法により秘密が保護されています。また、統計の作成を目的としておりますので、記入内容は本調査の目的以外に利用することは一切ございません。

連絡先 この調査に関するご質問がありましたら、下記へご連絡ください。

【模倣被害実態調査事務局】

TEL 0120-●●●●-●●●● (フリーコール)

〒100-8915 東京都千代田区霞が関3-4-3

特許庁総務部国際協力課 海外戦略班

TEL (03)3581-1101 内線2575

電話でのお問い合わせは、土日及び祝日を除く9:00～18:00の間をお願いいたします。

☆模倣被害がないことや被害の実態がわからないという回答も正確な実態を把握するために貴重な回答となります。
 “被害の有無に関わらず”ご協力をいただけますようお願い申し上げます。

☆本調査は、貴法人において知的財産権管理を担当されている方にご記入をお願いいたします。

☆お忙しいところ大変恐縮ですが、ご記入後は○月○日までに専用WEBサイトによるオンライン調査(詳細下記)もしくは同封の返信用封筒(切手不要)のご返信でご回答いただきますようお願いいたします。

記入者情報	所属部課名					
	役職名		氏名			
	電話番号	-	-	FAX番号	-	-
	E-mail		整理番号			

→ ご記入内容の確認のため、ご連絡させていただきますので、必ずご記入ください。

本アンケートは専用WEBサイトからもご回答いただけます。

URL: <https://○○○○>

(貴法人専用ID: パスワード:)

オンライン調査に関する問い合わせは、下記にご連絡ください。

TEL ●●-●●●●-●●●●

＜本調査における模倣被害の定義について＞

模倣被害とは、特許、実用新案、意匠、商標、著作権などの(※1)知的財産権を侵害した商品・サービスが、製造・販売等されることで利益を損なう可能性がある被害のことをいいます。

なお、本調査における模倣被害は、(※2)権利化していない貴法人の商品・サービスの模倣被害を含むこととします。

例えば、次のようなケースが模倣被害に含まれます。

- 商品のブランドロゴが盗用された偽ブランド品が流通しているケース
- 真正品のデザインやパッケージがそのまま模倣されたデッドコピーが流通しているケース
- ライセンス許諾を受けずに半製品や付属品等の非正規製品が製造・販売され、格安商品として販売されているケース
- 製品の製造や加工技術に不正に技術が盗用されているケース
- CDやDVD等の海賊版・違法コピーの製造・販売や違法アップロードのケース
- 知的財産を権利化していない国・地域において、我が国における権利又は使用している商標などを盗用した出願・登録がされている、または盗用して登録された権利に基づいて当該国への輸出が差し止められているケースなど

※1「知的財産権」には、“特許権”、“実用新案権”、“意匠権”、“商標権”、“著作権”及びその他の知的財産権(育成者権、回路配置利用権、不正競争防止法上の営業秘密・商号等表示・商品形態等、会社法上の商号)が含まれます。

※2「権利化していない」とは、例えば日本では権利を取得しているが、当該国・地域において模倣対象商品の知的財産権を保有しておらず、かつ、現在出願もしていない場合などをいいます。

【調査票の記入に関する注意事項】 チェックボックスによる設問は、☐ (✓を記す)や■(塗りつぶす)により、回答して下さい。

I 貴法人の概要について

I-1	貴法人の名称	(フリガナ)	電話番号(代表)
I-2	貴法人の法人番号		
I-3	本部又は本店の所在地「実際の本部機能有する場所」	郵便番号() 都道府県 市区郡 区町村(ビル名) 丁目 番地 号	
I-4	資本金について該当する選択肢を選んで下さい(一つだけ選択)。	① ☐ 5千万円以下 ③ ☐ 1億円超3億円以下 ⑤ ☐ 10億円超50億円以下 ⑦ ☐ 100億円超 ② ☐ 5千万円超 億円以下 ④ ☐ 3億円超 0億円以下 ⑥ ☐ 50億 100億円以下 ⑧ ☐ 100億円超	
I-5	従業員数(臨時雇用者を除く)について該当する選択肢を選んで下さい(一つだけ選択)。	① ☐ 50名以下 ③ ☐ 100名超300名以下 ⑤ ☐ 1000名超 ② ☐ 50名超100名 ④ ☐ 300名超1000名以下 ⑥ ☐ 1000名超	
I-6	業種について該当する選択肢を選んで下さい(一つだけ選択)。 ※複数に該当する場合は、売上高が最も大きいものを選んで下さい。 ※該当するものがない場合、「⑰その他」に記載して下さい。	① ☐ 農林水産・鉱業 ④ ☐ 繊維系製造業 ⑦ ☐ 機械系製造業 ⑩ ☐ 運輸業 ⑬ ☐ 小売業・飲食サービス業 ⑯ ☐ サービス業 ② ☐ 建設業 ⑤ ☐ 化学系製造業 ⑧ ☐ その他製造業 ⑪ ☐ 情報通信業 ⑭ ☐ 金融・保険 ⑰ ☐ その他() ③ ☐ 食品製造業 ⑥ ☐ 鉄鋼・金属製造業 ⑨ ☐ 電気・ガス・水道業 ⑫ ☐ 卸売業 ⑮ ☐ 不動産業	
I-7	貴法人の商品特性として最も当てはまるものはどれですか(複数選択可)。	① ☐ 最終消費財(完成品) ③ ☐ 産業機械・生産設備 ② ☐ 製品・部品・原材料 ④ ☐ サービス	
I-8	昨年度の貴法人の売上高はいくらですか。 ※2018年4月～2019年3月の間に迎えた決算期の売上高	① ☐ 10億円未満 ③ ☐ 50億円以上100億円未満 ⑤ ☐ 500億円以上 ② ☐ 10億円以上50億円未満 ④ ☐ 100億円以上500億円未満	
I-9	海外での事業展開または輸出を行っていますか(一つだけ選択)。	① ☐ 海外に事業拠点がある ② ☐ 海外に事業拠点はなく輸出している ③ ☐ 海外に事業拠点はなく輸出していない ※ 事業拠点とは、「支社・支店・支局・工場」「現地法人」「製造提携先」「販売提携先」を指します。	

I-10 貴法人で取り扱っている商品・サービス分野(一つだけ選択)、取扱商品・サービス内容(複数選択可)はどれですか。

※複数の商品・サービス分野が当てはまる場合には、模倣被害が特に深刻な分野を1つだけ選択して下さい。

	商品・サービス分野 (一つだけ選択)	取扱商品・サービス内容 (複数選択可)
1	☐ 一般機械	① ☐ ボイラ ② ☐ 消火器具 ③ ☐ ミシン ④ ☐ 測定器・分析機器 ⑤ ☐ 保安用機器 ⑥ ☐ 医療用機器 ⑦ ☐ その他()
2	☐ 産業機械	① ☐ 計測・制御装置 ② ☐ 木材加工機 ③ ☐ 印刷・製本機 ④ ☐ 半導体製造装置 ⑤ ☐ その他製造機械 ⑥ ☐ 真空装置・ポンプ ⑦ ☐ 油圧・空圧機 ⑧ ☐ 冷凍・加温装置 ⑨ ☐ エレベータ・エスカレータ ⑩ ☐ 自動販売機 ⑪ ☐ 工具(ペンチ等) ⑫ ☐ その他()
3	☐ 精密機械	① ☐ 時計 ② ☐ デジタルカメラ ③ ☐ 光学機器 ④ ☐ その他()
4	☐ 電子・電気機器	① ☐ 携帯電話 ② ☐ パソコン ③ ☐ プリンタ ④ ☐ 音響機器 ⑤ ☐ 映像機器 ⑥ ☐ 冷蔵庫 ⑦ ☐ 電子レンジ ⑧ ☐ エアコン ⑨ ☐ その他()
5	☐ 電子部品・デバイス	① ☐ 半導体 ② ☐ 集積回路 ③ ☐ 磁気ヘッド ④ ☐ 抵抗器・コンデンサ ⑤ ☐ ケーブル・コネクタ ⑥ ☐ プリント基板 ⑦ ☐ センサ ⑧ ☐ 音響部品 ⑨ ☐ 照明装置・LED ⑩ ☐ 電池 ⑪ ☐ その他()
6	☐ ソフトウェア	① ☐ 受託開発ソフトウェア ② ☐ パッケージソフトウェア ③ ☐ Webコンテンツ ④ ☐ その他()
7	☐ 輸送用機械(車輛)	① ☐ 自動車 ② ☐ バイク(自動二輪車) ③ ☐ 自転車 ④ ☐ トラック・バス ⑤ ☐ 農業機械(コンバイン等) ⑥ ☐ 建設機械(フォークリフト、クローラ等) ⑦ ☐ 車輛付属品・パーツ ⑧ ☐ その他()
8	☐ その他輸送用機械	① ☐ 鉄道車両・同部品 ② ☐ 船舶・船用機関 ③ ☐ 航空機・同附属品 ④ ☐ その他()
9	☐ 家具・木製品	① ☐ 机 ② ☐ 椅子 ③ ☐ たんす ④ ☐ 戸棚 ⑤ ☐ 本棚 ⑥ ☐ その他()
10	☐ 文具・事務用品	① ☐ 筆記用具 ② ☐ ノート ③ ☐ 事務用品(ファイル等) ④ ☐ その他()
11	☐ 台所・食卓・洗面用品	① ☐ 食器 ② ☐ 調理器具 ③ ☐ 洗面・トイレ器具 ④ ☐ 入浴器具 ⑤ ☐ その他()
12	☐ 鞆その他身の回り品	① ☐ バッグ ② ☐ 傘 ③ ☐ 履物 ④ ☐ アクセサリー類 ⑤ ☐ その他()
13	☐ その他雑貨	① ☐ 玩具 ② ☐ スポーツ用品 ③ ☐ その他()
14	☐ 繊維	① ☐ 寝具 ② ☐ 衣類 ③ ☐ カバー ④ ☐ 敷物 ⑤ ☐ 紡績半製品 ⑥ ☐ 糸製品 ⑦ ☐ ニット生地 ⑧ ☐ レース生地 ⑨ ☐ その他()
15	☐ 食品	① ☐ 加工食品 ② ☐ 菓子 ③ ☐ 飲料 ④ ☐ 調味料 ⑤ ☐ たばこ ⑥ ☐ その他()
16	☐ 化学品	① ☐ 工業用化学製品 ② ☐ 塗料 ③ ☐ 香料 ④ ☐ 染料 ⑤ ☐ 火薬類 ⑥ ☐ 接着剤 ⑦ ☐ その他()
17	☐ 医薬品	① ☐ 一般用医薬品 ② ☐ 医療用医薬品 ③ ☐ その他()
18	☐ 化粧品等	① ☐ 化粧品 ② ☐ 水 ③ ☐ 石鹸 ④ ☐ 洗髪・整髪料 ⑤ ☐ 殺虫剤 ⑥ ☐ その他()
19	☐ 卸・小売業	① ☐ 百貨店・総合店 ② ☐ 輸入代理店 ③ ☐ 飲食料品小売業 ④ ☐ その他()
20	☐ 建築資材・住宅用資材	① ☐ 製基礎材 ② ☐ 非金属鉱物基礎製品 ③ ☐ 金属加工基礎製品 ④ ☐ 建築部材 ⑤ ☐ 包装用副材料 ⑥ ☐ その他()
21	☐ その他加工基礎資材・機械部品等	① ☐ 鉄鋼 ② ☐ 非鉄金属 ③ ☐ プラスチック部材 ④ ☐ 木製資材 ⑤ ☐ 革製材 ⑥ ☐ ゴム製資材 ⑦ ☐ パルプ及び紙 ⑧ ☐ 電線及びケーブル ⑨ ☐ リング ⑩ ☐ その他()
22	☐ 印刷物・フィルム	① ☐ 出版物 ② ☐ 映画用フィルム ③ ☐ デジタルコンテンツ(DVD/CD等) ④ ☐ レコード及びその他の記録物(プログラムを除く) ⑤ ☐ その他()
23	☐ 情報通信サービス	① ☐ インターネット付随 ② ☐ 情報処理 ③ ☐ 映像・音声・文字情報制作 ④ ☐ 印刷 ⑤ ☐ 放送 ⑥ ☐ 通信 ⑦ ☐ その他()
24	☐ 学術研究、専門・技術サービス	① ☐ 自然科学研究 ② ☐ 人文・社会科学研究 ③ ☐ 法律・会計事務所 ④ ☐ 著述・芸術 ⑤ ☐ デザイン ⑥ ☐ 広告・写真 ⑦ ☐ 土木建築 ⑧ ☐ 機械設計 ⑨ ☐ その他()
25	☐ その他サービス、公的機関	① ☐ 運輸 ② ☐ 金融・保険 ③ ☐ 不動産 ④ ☐ 飲食・宿泊 ⑤ ☐ 教育 ⑥ ☐ 医療・福祉 ⑦ ☐ 整備・修理 ⑧ ☐ 公務(官公庁含む) ⑨ ☐ その他()
26	☐ その他	① ☐ (具体的に:)

II 模倣被害について

模倣被害の有無・内容

II-1 2018年度中に、貴法人の商品・サービスに対し模倣被害がありましたか(一つだけ選択)。

① ☐ 模倣被害があった	⇒ II-2へお進みください。
② ☐ 模倣被害がなかった	⇒ III-1(P13)へお進みください。
③ ☐ 不明(わからない、把握していない)	

II-2 2018年度中に模倣被害のあった知的財産の(1)模倣被害の内容、(2)インターネット上での被害の有無、(3)被害国・地域での権利取得状況についてお答えください(複数選択可)。

※(2)インターネット上での被害「有」、(3)被害国・地域での権利取得状況「有」と回答しない場合においても、(1)被害者に該当するものがあれば選択して下さい。

	(1)被害内容	インターネット上での被害の有無	(3)被害国・地域での権利取得の有無
①商標	1 ブランド偽装(ブランドロゴ等の商標を全く同じ形で盗用したもの、一文字違い等、紛らわしい商標を使用したもの)	1 ☐	有 ☐
	2 冒認出願(第三者による抜け駆け出願)	2 ☐	有 ☐
	3 その他	3 ☐	有 ☐
②意匠	(1)被害内容	(2)インターネット上での被害の有無	(3)被害国・地域での権利取得の有無
	1 デザイン模倣(商品のデザイン等の全部又は一部を模倣したもの)	1 ☐	有 ☐
	2 パーツ等(半製品や付属品などの模倣品)	2 ☐	有 ☐
	3 冒認出願(第三者による抜け駆け出願)	3 ☐	有 ☐
③特許・実用新案	(1)被害内容	(2)インターネット上での被害の有無	(3)被害国・地域での権利取得の有無
	1 技術模倣(貴法人の製品技術や製品機能を貴法人の許諾なしに複製し、自社商品に取り込んでいるもの)	1 ☐	有 ☐
	2 冒認出願(第三者による抜け駆け出願)	2 ☐	有 ☐
④著作物	(1)被害内容	(2)インターネット上での被害の有無	
	1 デザイン模倣(キャラクター等を不正に使用したもの)	1 ☐	有 ☐
	2 海賊版(著作権・著作隣接権を侵害するもの)	2 ☐	有 ☐
⑤営業秘密・ノウハウ	(1)被害内容	(2)インターネット上での被害の有無	
	1 情報漏洩(金型、図面、製造方法、顧客情報等不正に外部に持ち出され利用されているもの)	1 ☐	有 ☐
	2 冒認出願(不正に外部に持ち出された情報を、第三者により抜け駆け出願)	2 ☐	有 ☐
⑥その他	(1)被害内容	(2)インターネット上での被害の有無	
	1 インターネットを活用して提供している機能やサービスを模倣※	1 ☐	
	2 ドメイン名の盗用(法人名・サービス名と類似するドメインを取得して、商品・サービスを提供するもの)	2 ☐	
	3 その他	3 ☐	有 ☐

※「インターネットを活用して提供している機能やサービスの模倣」とは、インターネット上の検索システムや決済システム等のビジネスモデル特許等に関わる機能やサービスを模倣される被害を指します。

模倣被害の総額

Ⅱ-3 2018年度の模倣被害の総額(逸失利益)の概算値を把握していますか(一つだけ選択)。

① ☐ 把握している



被害総額(逸失利益)を記入して下さい。

② ☐ 把握していない



Ⅱ-4へお進みください。

被害総額(逸失利益) 約

--	--	--	--	--	--

 百万円
※ 被害額が百万円未満の場合は、「0」にして下さい。

被害総額の計算方法

対象商品1台当たりの平均販売価格(正規ルートで販売した場合の販売価格)

$$\frac{(5000\text{台}) \times (1\text{万円/台}) \times (\text{利益率}30\%)}{1} = 15\text{百万円}$$

↑
模倣品推計販売台数

↑
利益率

被害総額は、「侵害者の譲渡数量(販売数等)」×「権利者の商品の単位数量当たりの利益額」により算出して下さい。

※販売数は、昨年度の模倣被害の実態を踏まえて推定される数量を仮定して下さい。

※被害総額の算定は、特許法102条第1項(損害額の推定)に基づき下記例のように算出します。

(例)利益率30%で販売価格1万円の商品が国内外の模倣品市場で5000台売られていたとします。

その場合、被害総額は次のように計算されます。

Ⅱ-4 2018年度の模倣被害について被害額以外の影響があった場合、当てはまるものを選択して下さい(複数選択可)。

① ☐ ブランドイメージの低下

② ☐ 技術的優位性の低下

③ ☐ 取引先とのトラブル

④ ☐ 消費者の事故

⑤ ☐ 消費者からのクレーム対応

⑥ ☐ 海外展開の遅延

⑦ ☐ その他

★以下のⅡ-5～Ⅱ-8の設問に関して模倣被害を受けている商品・サービスの種類が複数ある場合は、特に模倣被害が深刻な商品・サービスについてお答え下さい。

模倣品・サービスの模倣行為の質・価格

Ⅱ-5 2018年度中にあった貴法人の商品・サービスの模倣品・模倣行為の質として最も当てはまるものはどれですか(一つだけ選択)。

- ① ☐ 真正品・サービスより質が高い
- ② ☐ 真正品・サービスと遜色がない
- ③ ☐ 真正品・サービスより劣る
- ④ ☐ 真正品が存在しない
- ⑤ ☐ 不明・その他

※③真正品・サービスより劣る、とは、模倣品・模倣行為の安全性、耐久性、精密性、デザイン性、機能性等が真正品・サービスより劣っていることを意味します。

Ⅱ-6 2018年度中に貴法人の商品・サービスの模倣品・模倣行為が取引されている価格水準として最も当てはまるものはどれですか(一つだけ選択)。

- ① ☐ 真正価格より高い
- ② ☐ 真正価格とほぼ同じ
- ③ ☐ 真正価格より安い
- ④ ☐ 真正品が存在しない
- ⑤ ☐ 不明・その他

模倣被害の発見の契機、手口

Ⅱ-7 2018年度中にあった貴法人の商品・サービスに対する模倣被害について、発見の契機を把握していますか(一つだけ選択)。

- ① ☐ 把握している
- ② ☐ 把握していない

⇒ Ⅱ-8へお進みください。

⇒ Ⅱ-11へお進みください。

Ⅱ-8 どこでどのようにして発見しましたか。国内と国外のそれぞれにつきまして、当てはまるものをチェックしてください。(複数選択可)

	国内	国外
① 店頭・見本市・展示会で発見(見本市等の名称 国内: 国外:)	1 ☐	1 ☐
② 新聞や雑誌の広告、カタログで発見	2 ☐	2 ☐
③ 模倣被害に関する市場調査により発見	3 ☐	3 ☐
④ 代理店、ディーラー、顧客、得意先、法律事務所、調査会社等からの通報で発見	4 ☐	4 ☐
⑤ 顧客の工場から発見	5 ☐	5 ☐
⑥ 税関からの照会、警察等執行機関からの摘発、その他行政機関からの通報で発見	6 ☐	6 ☐
⑦ インターネット上で発見		
1) 正規オークションサイト	7-1 ☐	7-1 ☐
2) 正規ショッピングモールサイト・通販サイト	7-2 ☐	7-2 ☐
3) 正規フリーマーケットアプリ・サイト	7-3 ☐	7-3 ☐
4) SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)	7-4 ☐	7-4 ☐
5) なりすましECサイト※	7-5 ☐	7-5 ☐
6) その他	7-6 ☐	7-6 ☐
⑧ その他	8 ☐	8 ☐

※なりすましECサイトとは…実在するサイトの外観(屋号、商標、サイト意匠・構成、使用している画像等)を模倣することにより、あたかも当該サイトである又は当該サイトと関係のあるサイトであるかのように消費者を誤認させ、商品代金をだまし取ったり、模倣品・海賊版その他購入しようとした品と全く別個の物を送りつけるサイトを指します。

Ⅱ-9 Ⅱ-7で発見の契機を把握している模倣被害について、模倣の手口を把握していますか(一つだけ選択)。

① ☐ 把握している	⇒ Ⅱ-10へお進みください。
② ☐ 把握していない	⇒ Ⅱ-11へお進みください。

Ⅱ-10 模倣手口に関して、国内と国外のそれぞれについて当てはまるものをチェックしてください(複数選択可)。

	国内	国外
① 中身と包装やロゴシールなどを別々の場所で製造し、販売時に合わせる	1 ☐	1 ☐
② 見た目はそっくり作り、商標を付けずに販売	2 ☐	2 ☐
③ デザイン画だけを送り、他国の業者にOEM(※)生産をさせる手法	3 ☐	3 ☐
④ 正規品の容器や包装を回収し、粗悪なものを詰めて正規品と偽って販売	4 ☐	4 ☐
⑤ 安価な業務用の正規品を仕入れ、模倣した容器や包装に再封入して販売	5 ☐	5 ☐
⑥ 正規品であることを示す識別シールを模倣して添付	6 ☐	6 ☐
⑦ 外形的に商標は付されていないが、デジタル操作等を行うことで商品に商標を表示	7 ☐	7 ☐
⑧ その他	8 ☐	8 ☐

※相手先法人の商標をつけて販売される完成品や半製品の受注生産、相手先ブランド生産、相手先ブランド製品を指します。

貴法人の商品の模倣品が製造された国・地域

Ⅱ-11 2018年度の模倣被害事例のうち、製造国・地域を把握した事例はありますか(一つだけ選択)。

① ☐ 把握した事例がある

⇒ Ⅱ-12へお進みください。

② ☐ 把握していない

⇒ Ⅱ-14へお進みください。

Ⅱ-12 2018年度に、模倣品が製造された地域はどこですか(複数選択可)。

製造地域	態様	A 商標	B 意匠	C 特許・ 実用新案	D その他
1 アジア		A ☐	B ☐	C ☐	D ☐
2 中東		A ☐	B ☐	C ☐	D ☐
3 欧州		A ☐	B ☐	C ☐	D ☐
4 北米		A ☐	B ☐	C ☐	D ☐
5 中南米		A ☐	B ☐	C ☐	D ☐
6 アフリカ		A ☐	B ☐	C ☐	D ☐
7 大洋州		A ☐	B ☐	C ☐	D ☐

1～3について国名・地域名まで把握している場合はⅡ-13へ、把握していない場合はⅡ-14へお進みください。

Ⅱ-13 Ⅱ-12で回答された製造地域のうち、アジア・中東・欧州における製造国・地域はどこですか(複数選択可)。

地域	製造国・地域	把握
アジア	1 日本	☐
	2 中国(香港を含む)	☐
	3 台湾	☐
	4 韓国	☐
	5 インドネシア	☐
	6 タイ	☐
	7 マレーシア	☐
	8 シンガポール	☐
	9 ベトナム	☐
	10 フィリピン	☐
	11 インド	☐
	12 カンボジア	☐
	13 ミャンマー	☐
	14 ラオス	☐
	15 その他アジア	☐
中東	16 アラブ首長国連邦(UAE)	☐
	17 サウジアラビア	☐
	18 その他中東	☐
欧州	19 トルコ	☐
	20 その他欧州	☐

※国名・地域名については、別表1を参照して下さい。

貴法人の商品の模倣品の経由国・地域

Ⅱ－14 2018年度の模倣被害事例のうち、経由国・地域を把握した事例はありますか（一つだけ選択）。

① ☐ 把握した事例がある

⇒ Ⅱ－15へお進みください。

② ☐ 把握していない

⇒ Ⅱ－17へお進みください。

Ⅱ－15 2018年度に、模倣品が経由された地域はどこですか（複数選択可）。

経由地域	態様	A 商標	B 意匠	C 特許・ 実用新案	D その他
1 アジア		A ☐	B ☐	C ☐	D ☐
2 中東		A ☐	B ☐	C ☐	D ☐
3 欧州		A ☐	B ☐	C ☐	D ☐
4 北米		A ☐	B ☐	C ☐	D ☐
5 中南米		A ☐	B ☐	C ☐	D ☐
6 アフリカ		A ☐	B ☐	C ☐	D ☐
7 大洋州		A ☐	B ☐	C ☐	D ☐

1～3について国名・地域名まで把握している場合はⅡ－16へ、把握していない場合はⅡ－17へお進みください。

Ⅱ－16 Ⅱ－15で回答された経由地域のうち、アジア・中東・欧州における経由国・地域はどこですか（複数選択可）。

地域	経由国・地域	把握
アジア	1 日本	☐
	2 中国(香港を含む)	☐
	3 台湾	☐
	4 韓国	☐
	5 インドネシア	☐
	6 タイ	☐
	7 マレーシア	☐
	8 シンガポール	☐
	9 ベトナム	☐
	10 フィリピン	☐
	11 インド	☐
	12 カンボジア	☐
	13 ミャンマー	☐
	14 ラオス	☐
	15 その他アジア	☐
中東	16 アラブ首長国連邦(UAE)	☐
	17 サウジアラビア	☐
	18 その他中東	☐
欧州	19 トルコ	☐
	20 その他欧州	☐

※国名・地域名については、別表1を参照して下さい。

貴法人の商品・サービスの模倣品・模倣行為の販売提供国・地域

Ⅱ-17 2018年度の模倣被害事例のうち、販売国・地域を把握した事例はありますか(一つだけ選択)。

① ☐ 把握した事例がある

→ Ⅱ-18へお進みください。

② ☐ 把握していない

→ Ⅱ-20へお進みください。

Ⅱ-18 2018年度に、模倣品・サービスの模倣行為が販売・提供された地域はどこですか(複数選択可)。

販売提供地域	態様	A 商標	B 意匠	C 特許・ 実用新案	D その他
1 アジア		A ☐	B ☐	C ☐	D ☐
2 中東		A ☐	B ☐	C ☐	D ☐
3 欧州		A ☐	B ☐	C ☐	D ☐
4 北米		A ☐	B ☐	C ☐	D ☐
5 中南米		A ☐	B ☐	C ☐	D ☐
6 アフリカ		A ☐	B ☐	C ☐	D ☐
7 大洋州		A ☐	B ☐	C ☐	D ☐

1～3について国名・地域名まで把握している場合はⅡ-19へ、把握していない場合はⅡ-23へお進みください。

Ⅱ-19 Ⅱ-18で回答された販売提供地域のうち、アジア・中東・欧州における販売国・地域はどこですか(複数選択可)。

地域	販売国・地域	把握
アジア	1 日本	☐
	2 中国(香港を含む)	☐
	3 台湾	☐
	4 韓国	☐
	5 インドネシア	☐
	6 タイ	☐
	7 マレーシア	☐
	8 シンガポール	☐
	9 ベトナム	☐
	10 フィリピン	☐
	11 インド	☐
	12 カンボジア	☐
	13 ミャンマー	☐
	14 ラオス	☐
	15 その他アジア	☐
中東	16 アラブ首長国連邦(UAE)	☐
	17 サウジアラビア	☐
	18 その他中東	☐
欧州	19 トルコ	☐
	20 その他欧州	☐

※国名・地域名については、別表1を参照して下さい。

模倣品・模倣行為の流通パターン

Ⅱ-20 ※Ⅱ-12で模倣品の製造地域をアジアと回答された方への質問です。それ以外の方はⅡ-23へお進み下さい。
2018年度に、アジアにおいて製造された模倣品及びサービスの模倣行為が、どの地域において販売・提供されていたか、把握した事例はありますか(一つだけ選択)。

① ☐ 把握した事例がある



Ⅱ-21へお進みください。

② ☐ 把握していない



Ⅱ-23へお進みください。

Ⅱ-21 2018年度に、アジアにおいて製造された模倣品及びサービスの模倣行為が、販売・提供されていた地域はどこですか(複数選択可)。

販売提供地域	把握
1 アジア	A ☐
2 中東	A ☐
3 欧州	A ☐
4 北米	A ☐
5 中南米	A ☐
6 アフリカ	A ☐
7 大洋州	A ☐

1~3について国名・地域名まで把握している場合はⅡ-22へ、把握していない場合はⅡ-23へお進みください。

Ⅱ-22 Ⅱ-21で販売提供地域をアジア・中東・欧州と回答された方のうち、製造国・地域及び販売提供国・地域を把握している場合は、当てはまるものをチェックして下さい(複数選択可)。

地域	製造国・地域 販売提供国・地域	1 日本	2 中国 (香港を含む)	3 台湾	4 韓国	5 インドネシア	6 タイ	7 マレーシア	8 シンガポール	9 ベトナム	10 フィリピン	11 インド	12 その他アジア
アジア	1 日本	1 ☐	2 ☐	3 ☐	4 ☐	5 ☐	6 ☐	7 ☐	8 ☐	9 ☐	10 ☐	11 ☐	12 ☐
	2 中国(香港を含む)	1 ☐	2 ☐	3 ☐	4 ☐	5 ☐	6 ☐	7 ☐	8 ☐	9 ☐	10 ☐	11 ☐	12 ☐
	3 台湾	1 ☐	2 ☐	3 ☐	4 ☐	5 ☐	6 ☐	7 ☐	8 ☐	9 ☐	10 ☐	11 ☐	12 ☐
	4 韓国	1 ☐	2 ☐	3 ☐	4 ☐	5 ☐	6 ☐	7 ☐	8 ☐	9 ☐	10 ☐	11 ☐	12 ☐
	5 インドネシア	1 ☐	2 ☐	3 ☐	4 ☐	5 ☐	6 ☐	7 ☐	8 ☐	9 ☐	10 ☐	11 ☐	12 ☐
	6 タイ	1 ☐	2 ☐	3 ☐	4 ☐	5 ☐	6 ☐	7 ☐	8 ☐	9 ☐	10 ☐	11 ☐	12 ☐
	7 マレーシア	1 ☐	2 ☐	3 ☐	4 ☐	5 ☐	6 ☐	7 ☐	8 ☐	9 ☐	10 ☐	11 ☐	12 ☐
	8 シンガポール	1 ☐	2 ☐	3 ☐	4 ☐	5 ☐	6 ☐	7 ☐	8 ☐	9 ☐	10 ☐	11 ☐	12 ☐
	9 ベトナム	1 ☐	2 ☐	3 ☐	4 ☐	5 ☐	6 ☐	7 ☐	8 ☐	9 ☐	10 ☐	11 ☐	12 ☐
	10 フィリピン	1 ☐	2 ☐	3 ☐	4 ☐	5 ☐	6 ☐	7 ☐	8 ☐	9 ☐	10 ☐	11 ☐	12 ☐
	11 インド	1 ☐	2 ☐	3 ☐	4 ☐	5 ☐	6 ☐	7 ☐	8 ☐	9 ☐	10 ☐	11 ☐	12 ☐
	12 その他アジア	1 ☐	2 ☐	3 ☐	4 ☐	5 ☐	6 ☐	7 ☐	8 ☐	9 ☐	10 ☐	11 ☐	12 ☐
中東	13 アラブ首長国連邦(UAE)	1 ☐	2 ☐	3 ☐	4 ☐	5 ☐	6 ☐	7 ☐	8 ☐	9 ☐	10 ☐	11 ☐	12 ☐
	14 サウジアラビア	1 ☐	2 ☐	3 ☐	4 ☐	5 ☐	6 ☐	7 ☐	8 ☐	9 ☐	10 ☐	11 ☐	12 ☐
	15 その他中東	1 ☐	2 ☐	3 ☐	4 ☐	5 ☐	6 ☐	7 ☐	8 ☐	9 ☐	10 ☐	11 ☐	12 ☐
欧州	16 トルコ	1 ☐	2 ☐	3 ☐	4 ☐	5 ☐	6 ☐	7 ☐	8 ☐	9 ☐	10 ☐	11 ☐	12 ☐
	17 その他欧州	1 ☐	2 ☐	3 ☐	4 ☐	5 ☐	6 ☐	7 ☐	8 ☐	9 ☐	10 ☐	11 ☐	12 ☐

※国名・地域名については、別表1を参照して下さい。

冒認出願(第三者による抜け駆け出願)

Ⅱ-23 2018年度中、冒認出願(第三者による抜け駆け出願)を受けた事例のうち、国・地域を把握した事例はありますか(一つだけ選択)。

① ☐ 把握した事例がある

➡ Ⅱ-24へお進みください。

② ☐ 把握していない

➡ Ⅲ-1へお進みください。

Ⅱ-24 2018年度中に冒認出願がされていた地域はどこですか(複数選択可)。

地域	権利	A 商標	B 意匠	C 特許・実用新案	D その他
1 アジア		A ☐	B ☐	C ☐	D ☐
2 中東		A ☐	B ☐	C ☐	D ☐
3 欧州		A ☐	B ☐	C ☐	D ☐
4 北米		A ☐	B ☐	C ☐	D ☐
5 中南米		A ☐	B ☐	C ☐	D ☐
6 アフリカ		A ☐	B ☐	C ☐	D ☐
7 大洋州		A ☐	B ☐	C ☐	D ☐

1～3について国名・地域名まで把握している場合はⅡ-25へ、把握していない場合はⅢ-1へお進みください。

Ⅱ-25 Ⅱ-24で回答された地域のうち、アジア・中東・欧州において冒認出願がされていた国・地域はどこですか(複数選択可)。

地域	冒認出願がされていた国・地域	把握
アジア	1 日本	☐
	2 中国(香港を含む)	☐
	3 台湾	☐
	4 韓国	☐
	5 インドネシア	☐
	6 タイ	☐
	7 マレーシア	☐
	8 シンガポール	☐
	9 ベトナム	☐
	10 フィリピン	☐
	11 インド	☐
	12 カンボジア	☐
	13 ミャンマー	☐
	14 ラオス	☐
	15 その他アジア	☐
中東	16 アラブ首長国連邦(UAE)	☐
	17 サウジアラビア	☐
	18 その他中東	☐
欧州	19 トルコ	☐
	20 その他欧州	☐

※国名・地域名については、別表1を参照して下さい。

Ⅲ 模倣被害への対策状況について

Ⅲ-1 2018年度中、貴法人では模倣被害対策を実施しましたか（一つだけ選択）。
また、対策をしていない場合、その理由として当てはまるものにチェックをしてください（複数選択可）。

① ☐ 模倣被害対策をしている

⇒ Ⅲ-2へお進み下さい。

② ☐ 模倣被害対策をしていない

⇒ 下記対策をしていない理由を選択のうえ、
「Ⅳ特許庁へのご意見・ご要望」へお進みください。

対策をしていない理由 (複数選択可)	1 ☐ 模倣被害が発生していない、または被害を把握していない
	2 ☐ 対策をするほど被害が大きくない
	3 ☐ 費用対効果が低い
	4 ☐ 対策をしたいが、人員不足、資金不足から実施できない
	5 ☐ 対策をしたいが、対策の方法がわからない
	6 ☐ 相手が得意先などの利害関係者であったため
	7 ☐ 自社が事業を展開している地域における被害ではなかったため
	8 ☐ その他

Ⅲ-2 2018年度の貴法人の実施対策で、効果のあった対策及び効果のなかった対策について、当てはまるものはどれですか（複数選択可）。

貴法人の実施対策	効果のあった対策	効果のなかった対策
①現地侵害調査（製造・輸入・卸売・小売業者の調査）	1 ☐	1 ☐
②知的財産権の取得	2 ☐	2 ☐
③知的財産に関する担当者の現地派遣・常駐化	3 ☐	3 ☐
④模倣品の製造業者・販売業者への警告	4 ☐	4 ☐
⑤行政機関（税関、警察等）への取締申請	5 ☐	5 ☐
⑥裁判所の手続の利用（仮処分申請・証拠保全・民事訴訟等）	6 ☐	6 ☐
⑦専門家（弁理士・弁護士）への相談	7 ☐	7 ☐
⑧その他	8 ☐	8 ☐

Ⅲ-3 2018年度中、貴法人ではインターネット上の模倣被害対策を実施しましたか（一つだけ選択）。

① ☐ 実施している

⇒ Ⅲ-4へお進みください。

② ☐ 実施していない

⇒ Ⅲ-5へお進みください

Ⅲ-4 2018年度のインターネット上の被害における実施対策で、効果のあった対策及び効果のなかった対策について、当てはまるものはどれですか（複数選択可）。

貴法人の実施対策	効果のあった対策	効果のなかった対策
①ISP（インターネットサービスプロバイダ）への相談	1 ☐	1 ☐
②インターネット上での模倣品販売監視の強化	2 ☐	2 ☐
③知的財産権の取得	3 ☐	3 ☐
④模倣品の製造業者・販売業者への警告	4 ☐	4 ☐
⑤行政機関（税関、警察等）への取締申請	5 ☐	5 ☐
⑥裁判所の手続の利用（仮処分申請・証拠保全・民事訴訟等）	6 ☐	6 ☐
⑦専門家（弁理士・弁護士）への相談	7 ☐	7 ☐
⑧その他	8 ☐	8 ☐

Ⅲ-5 2018年度中に行った模倣被害対策のうち、法人間連携による対策を行った事例はありますか(一つだけ選択)。

① ☐ 実施した事例がある



Ⅲ-6へお進みください。

② ☐ 実施していない



Ⅲ-7へお進みください。

Ⅲ-6 Ⅲ-5で回答した法人間連携による対策のうち、効果のあった対策及び効果のなかった対策について、当てはまるものはどれですか(複数選択可)。

法人間連携による模倣被害対策	効果のあった対策	効果のなかった対策
①模倣被害に関する情報交換	1 ☐	1 ☐
②現地での被害調査等	2 ☐	2 ☐
③現地政府(取締機関等を含む)への要望・意見交換	3 ☐	3 ☐
④現地での共同セミナーの開催	4 ☐	4 ☐
⑤模倣品販売責任に係るガイドライン等の策定	5 ☐	5 ☐
⑥共同摘発のはたらきかけ	6 ☐	6 ☐
⑦その他	7 ☐	7 ☐

Ⅲ-7 貴法人の模倣被害対策費(2018年度総計)はいくらですか(一つだけ選択)。

- ① ☐ 100万円未満(1円以上)
② ☐ 100万円以上～500万円未満
③ ☐ 500万円以上～1千万円未満
④ ☐ 1千万円以上～3千万円未満
⑤ ☐ 3千万円以上
⑥ ☐ 支出していない

Ⅳ 特許庁へのご意見・ご要望

特許庁では、模倣品対策として、模倣品対策マニュアルの作成・配布、模倣品対策セミナーの開催、海外での被害にあった際の現地対応として海外の法律事務所、調査会社等の紹介(JETRO現地事務所に委託)などを行っています。

このような特許庁の施策及び本調査に関しまして、ご意見・ご要望がございましたら、ご記入ください。

ご多忙のところ、調査にご協力いただきまして、誠に有難うございました。

別表1 国名・地域名一覧表

アジア	アフガニスタン	中東	レバノン	アフリカ	コンゴ共和国
	インド		ヨルダン川西岸及びガザ		コンゴ民主共和国
	インドネシア		ヨルダン		サントメ・プリンシペ
	ウズベキスタン		バーレーン		ザンビア
	カザフスタン		シリア		シエラレオネ
	カンボジア		サウジアラビア		ジブチ
	キルギス		クウェート		ジンバブエ
	シンガポール		カタール		スーダン
	スリランカ		オマーン		スワジランド
	タイ		イラン		セウタ及びメリリア(西)
	タジキスタン	北米	イラク		セーシェル
	トルクメニスタン		イスラエル		ネガル
	日本		イエメン		セントヘレナ及びその附属諸島(英)
	ネパール		アラブ首長国連邦(UAE)		ソマリア
	パキスタン		アメリカ合衆国		タンザニア
	バングラデシュ		カナダ		チャド
	フィリピン		グリーンランド(デンマーク)		チュブジ
	ブータン		サンビエール及びミクロン(仏)		ーゴ
	ブルネイ		アルゼンチン		リア
	ベトナム	中南米	アンティグア・バーブーダ		ナミ
	マカオ		ウルグアイ		ニジェール
	マレーシア		エクアドル		ブルキナファソ
	ミャンマー		エルサルバドル		ブルンジ
	モルディブ		ガイアナ		ベナン
	モンゴル		キューバ		ボツワナ
	ラオス		グアテマラ		マダガスカル
	香港		グレナダ		マラウイ
	台湾		ケイマン諸島(英)		マリ
	大韓民国		コスタリカ		ーリシ ス
	中華人民共和国		コロンビア		ニア
	東ティモール		ジャマイカ		モザンビーク
	北朝鮮		スリナム		モロッコ
欧州	アイスランド		セントクリストファー・ネーヴィス		リビア
	アイルランド		セントビンセント		リベリア
	アゼルバイジャン		セントルシア		ルワンダ
	アゾレス(葡)		タークス及びカイマン諸島(英)		レソト
	アルバニア		チリ		レユニオン(仏)
	アルメニア		ドミニカ		英領インド洋地域
	アンドラ		ドミニカ共		西サハラ
	イタリア		トリニダ		赤道ギニア
	ウクライナ		ニカラグア		中央アフリカ
	エストニア		バーミューダ(英)		南アフリカ共和国
	オーストリア		ハイチ		南スーダン
	オランダ		パナマ		オーストラリア
	キプロス		バハマ		キリバス
	ギリシャ		アイ		ガム(米)
	クロアチア		ルバドス		クック
	コンボ		トリコ(米)		サモア
	ジブラルタル(英)		ポンド諸島及びその附属諸島(英)		その他のオーストラリア領
	ジョージア		ブラジル		ソロモン
	スイス		ベネズエラ		ツバル
	スウェーデン		ペリーズ		トケラウ諸島(ニュージーランド)
	スペイン		ペルー		トンガ
	スロバキア				ナウル
	スロベニア		ホンラス		ニウエ島(ニュージーランド)
	セルビア		メキシコ		ニューカレドニア(仏)
	チェコ		モントセラト(英)		ニュージーランド
	デンマーク		領アンギラ		バヌアツ
	ドイツ		領ヴァージン諸島		バブアニューギニア
	トルコ		領南極地域		パラオ
	ノルウェー		仏ギアナ		ビットケルン(英)
	ハンガリー		仏領インド諸島		フィジー
	フィンランド		米領マーシャル諸島		マーシャル
	フランス		蘭領アンティール		ミクロネシア
	ブルガリア		アルジェリア		仏領ポリネシア
	ベラルーシ		アンゴラ		米領オセアニア
	ベルギー		ウガンダ		米領サモア
	ポーランド		エジプト		北マリアナ諸島(米)
	ボスニア・ヘルツェゴビナ	アフリカ	エチオピア		
	ポルトガル		エリトリア		
	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国		ガーナ		
	マルタ		カーボヴェルデ		
	モナコ		カナリー諸島(西)		
	モルドバ		ガボン		
	モンテネグロ		カメルーン		
	ラトビア		ガンビア		
	リトアニア		ギニア		
	ルーマニア		ギニア・ビサウ		
	ルクセンブルク		ケニア		
	ロシア		コートジボワール		
	英国		コモロ		

模倣被害実態調査の必要性について

1. 調査の目的・必要性

模倣品・海賊版の氾濫は、市場における潜在的販売機会の喪失、消費者に対するブランドイメージの低下等の経済的影響だけでなく、偽造医薬品による健康被害等の製品の安全性に関する問題や、犯罪組織への資金流入等、深刻な問題をもたらすものであり、各国・地域や国際機関等においても様々な模倣対策が講じられている。

また、近年、経済のグローバル化とアジア地域の経済、産業の発展に伴い、当該地域で商標権や著作権など知的財産権が侵害される事例が増加するとともに、アジア地域で製造された模倣品が世界中に拡散している状況がある。

このような背景から、特許庁では、従来から産業財産権保護のため、意匠法・商標法等における権利侵害への罰則の強化や国民意識の啓発のためのキャンペーンを行う等の活動を行っているが、今後の模倣対策の企画立案に当たっては、我が国法人が直面する模倣被害の実態を正確に把握し、調査に基づき、政府・法人が共通の認識のもとで議論を深め、法人の実施する模倣対策や国の支援策の効果を評価することが重要である。

本調査は、我が国法人の国内外での模倣被害の実態や傾向を把握するために欠くことのできない基本的な事項を中心に調査を行い、模倣品・海賊版対策の政策立案等に活用するとともに、法人における模倣品・海賊版対策や、消費者への普及・啓発等に活用するために必要である。

2. 他調査との重複

他調査との重複なし。

3. 行政記録情報の利活用

関連する行政記録情報はなし。

4. 事業所母集団データベースを利用した重複排除等

当調査は標本調査であるため、重複是正措置の対象である。調査対象名簿を令和元年8月、調査履歴の登録については調査結果名簿を令和2年1月にそれぞれ提出予定。

一般統計調査における統計法施行規則第7条に基づく変更履歴

調査名:模倣被害実態調査(令和元年6月26日承認)

変更の適用期日	変更内容
令和2年実施調査から	○調査票上の回答欄の変更(追加)(削除) ○母集団の更新に伴う報告者数の変更